**貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の１カ月に**

**ついての拘束時間の延長に関する協定書**

　　　　　　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　　　　　　は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、貨物自動車の運転の業務に従事する者とする。

２　拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | 年間計 |
| 270時間 | 270時間 | 270時間 | 270時間 | 270時間 | 280時間 | 280時間 | 280時間 | 310時間 | 310時間 | 310時間 | 280時間 | 3,400時間 |

３　本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

４　本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、１カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表

　 ㊞

　　 　会　　社

 　㊞